

(案)

政 委 第 号

平成21年12月9日

農林水産省独立行政法人評価委員会

委員長 松本 聡 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 岡 素 之

平成20年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績
に関する評価の結果についての意見について

当委員会は、平成21年8月31日付けをもって貴委員会から通知のあった「独立行政法人の平成20事業年度における業務実績の評価結果について」に関して、別紙1のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。あわせて、独立行政法人等の契約の適正化に関する調査結果について別紙2のとおり、独立行政法人の諸手当及び法定外福利費に関する調査結果について別紙3のとおり、内部統制に関する取組が顕著な独立行政法人の事例について別紙4のとおり取りまとめ、送付しますので、よろしくお取り計らい願います。

当委員会としては、平成21年3月30日に取りまとめた「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」、同日に独立行政法人評価分科会において取りまとめた「平成20年度業務実績評価の具体的取組について」等に沿って、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的に評価を行ったところです。

今後、貴委員会におかれては、本意見を着実に具体化していただくとともに、独立行政法人については、なお、各方面から厳しい指摘がなされており、国民の不信感は払拭されていないことを認識し、国民の視点に立った厳格かつ客観的な評価を行っていただくよう願います。

平成20年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績
に関する評価の結果等についての意見（案）

平成20年度における農林水産省所管13法人（農林水産消費安全技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、水産大学校、農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター、森林総合研究所、水産総合研究センター、農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金）の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果（以下「評価結果」という。）については、以下のとおり改善すべき点がみられた。

【所管法人共通】

（契約の適正化）

1 契約の適正化に係る評価に関する政府の方針及び政策評価・独立行政法人評価委員会における評価の具体的視点等

独立行政法人が締結する契約については、競争性・透明性を高め、適正化を一層推進する観点から、平成19年11月に「随意契約の適正化の一層の推進について」（公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ）において、「各府省の独立行政法人評価委員会において、入札・契約に係る事務が適正に執行されているかについて厳正に評価する」とされている。また、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定。以下「整理合理化計画」という。）においては、「随意契約見直し計画の実施状況を含む入札・契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳正にチェックする」^④とされている。

政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「当委員会」という。）としては、各法人及び各府省独立行政法人評価委員会（以下「各府省評価委員会」という。）がこれらの厳正な評価やチェックなどの要請に応えるためには、独立行政法人の長や監事、各府省評価委員会が契約の適正化に向けてそれぞれ取り組むべき内容を整理した上で、平成19年度に引き続き、契約の適正化に取り組む必要があると考える。

このため、当委員会では、二次評価を行う際の具体的な視点として「独立行政法

人の業務の実績に関する評価の視点」(平成21年3月30日政策評価・独立行政法人評価委員会)及び「平成20年度業務実績評価の具体的取組について」(平成21年3月30日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会)(以下「評価の視点等」という。)を取りまとめ、各府省評価委員会に通知した。評価の視点等においては、契約に係る規程類、体制の整備状況、随意契約見直し計画の実施状況、契約の再委託に係る状況把握に関する評価、さらには、応札者の範囲拡大の取組等個々の契約の競争性・透明性の確保に係る評価について、留意すべき具体的視点等を示したところである。

(注) 「随意契約見直し計画」は、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(平成19年8月10日閣議決定)において、一般競争入札等の導入、範囲拡大等を図るため、法人ごとに作成することとされているもの。当該計画は、各法人のホームページにおいて公表されている。

2 独立行政法人の契約の適正化に関する調査結果

各府省評価委員会は、評価の視点等において示された事項を踏まえ契約の適正化に関する評価を行うこととなるが、当委員会は、より精度の高い評価活動を支援する観点から、府省の協力の下、当該評価に当たり参考になると考えられる法人等の諸データを収集・調査した。

調査の項目は、①競争性のない随意契約の状況、②1者応札の状況、③随意契約見直し計画の進ちょく状況、④契約規程類の措置状況、⑤再委託の状況、⑥契約執行・審査体制の状況であり、調査結果を別紙2「独立行政法人の契約の適正化に関する調査結果」として取りまとめた。

3 農林水産省所管独立行政法人における契約状況

平成20年度における農林水産省所管独立行政法人における契約の状況は、表3-①のとおりである。

平成20年度における農林水産省所管独立行政法人全体における競争性のない随意契約は、19年度と比較して、1,011件、約53.1億円減少し、契約全体に占める競争性のない随意契約の割合は件数で14.1ポイント、金額で4.7ポイント減少している。

次に、農林水産省所管独立行政法人全体における特定委託契約^{(注)1}の随意契約及び一般競争入札の再委託状況は、表3-②のとおり、再委託額約7.2億円、再委託

件数 31 件（うち、随意契約の再委託約 0.0 億円、14 件、一般競争入札の再委託約 7.2 億円、17 件）となっており、そのうち、再委託割合^{(注) 2}が高率（50%以上）となっているものが、約 7.1 億円（98.6%）、9 件（29.0%）となっている。

また、農林水産省所管独立行政法人全体における一般競争入札に占める 1 者応札の状況は、表 3-①のとおり、965 件（39.2%）となっており、19 年度と比較して、121 件増加し、一般競争入札全体に占める 1 者応札の割合は 1.5 ポイント減少している。

(注) 1 特定委託契約とは「公共調達適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日財計第 2017 号）において措置を求められている「試験、研究、調査又はシステムの開発及び運用等を委託（委託費によるもののほか庁費、調査費等庁費の類によるものを含み、予定価格が 100 万円を超えないものを除く。）」するものである。

2 再委託割合とは、例えば、特定委託契約一件について複数の再委託契約がある場合、当該特定契約に占める一件ごとの再委託契約金額が占める割合のことである。

表3-① 農林水産省所管独立行政法人における契約の状況

法人名	契約の状況（上段：件数（件）、下段：金額（億円））						一般競争入札における1者応札の割合（1者応札件数（%）/一般競争入札件数） 注3	関連法人	
	平成19年度			平成20年度				関連法人数 注4	関連法人との契約がある法人 注5
	競争性のある契約 注2	競争性のない随意契約	全契約の合計	競争性のある契約	競争性のない随意契約	全契約の合計			
農林水産消費安全技術センター	82 5.8	46 1.4	128 7.2	111 8.1	17 0.9	128 9.0	54 (50.0%) 108		
種苗管理センター	43 3.7	24 0.9	67 4.6	48 4.4	15 0.6	63 5.0	9 (19.6%) 46		
家畜改良センター	177 15.4	113 4.4	290 19.8	217 13.4	73 4.1	290 17.5	44 (22.7%) 194		
水産大学校	34 4.7	10 0.3	44 5.0	53 8.2	7 0.2	60 8.4	15 (30.6%) 49		
農業・食品産業技術総合研究機構	1,304 138.5	1,307 69.8	2,611 208.3	1,449 149.9	943 45.9	2,392 195.8	373 (43.6%) 856	9	○
農業生物資源研究所	176 23.8	378 37.1	554 60.9	226 25.1	218 25.4	444 50.5	99 (50.0%) 198	1	○
農業環境技術研究所	48 12.3	249 15.8	297 28.1	56 5.0	223 11.5	279 16.5	30 (61.2%) 49		
国際農林水産業研究センター	54 3.5	73 4.0	127 7.5	78 3.9	32 3.0	110 6.9	16 (25.0%) 64		
森林総合研究所	357 218.8	429 20.8	786 239.6	496 163.9	240 14.4	736 178.3	174 (37.7%) 462	1	○
水産総合研究センター	438 84.3	436 18.4	874 102.7	545 138.9	313 15.3	858 154.2	136 (36.6%) 372		
農畜産業振興機構	90 117.7	35 6.2	125 123.9	92 75.8	19 5.7	111 81.5	11 (21.6%) 51	27	
農業者年金基金	14 1.5	20 4.7	34 6.2	16 1.7	15 4.2	31 5.9	4 (28.6%) 14		
農林漁業信用基金	9 0.5	13 0.9	22 1.4	1 0.1	7 0.4	8 0.5	0 (0.0%) 1		
合計 (農林水産省所管)	2,826 (47.4%)	3,133 (52.6%)	5,959 (100.0%)	3,388 (61.5%)	2,122 (38.5%)	5,510 (100.0%)	965 (39.2%) 2,464	38	
	630.5 (77.3%)	184.7 (22.7%)	815.2 (100.0%)	598.4 (82.0%)	131.6 (18.0%)	730.0 (100.0%)	844 (40.7%) 2,074		
合計 (独立行政法人全体)	43,428 (45.7%)	51,530 (54.3%)	94,958 (100.0%)	63,357 (75.2%)	20,864 (24.8%)	84,221 (100.0%)	17,423 (48.8%) 35,711	371	
	14,912.7 (60.2%)	9,872.3 (39.8%)	24,785.0 (100.0%)	17,865.7 (73.2%)	6,528.6 (26.8%)	24,394.1 (100.0%)	10,809 (44.5%) 24,306		

(注) 1 「平成20年度業務実績評価に関する調査（契約の適正化）について」（平成21年6月10日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会事務局。以下「独法分科会通知」という。）を受けて各府省から提出されたデータに基づき作成した。

2 競争性のある契約は、競争入札等、企画競争及び公募を示している。

3 府省「合計」と独立行政法人全体「合計」欄の網掛け部分は、平成19年度実績である。

4 関連法人数は、平成20年度における各法人の特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の合計数を記載している。

5 各法人の平成20年度の財務諸表等を基に、関連法人との契約がある法人に「○」を記載した。

6 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

表3-② 農林水産省所管独立行政法人における随意契約及び一般競争入札の再委託状況 (平成20年度)

法人名	再委託の状況 (上段：件数 (件)、下段：金額 (億円))									関連公益法人等に対する再委託の有無
	全体			随意契約			一般競争入札			
	再委託契約	再委託割合50%以上の契約	再委託契約に占める再委託割合50%以上の契約の割合	再委託契約	再委託割合50%以上の契約	再委託契約に占める再委託割合50%以上の契約の割合	再委託契約	再委託割合50%以上の契約	再委託契約に占める再委託割合50%以上の契約の割合	
農林水産消費安全技術センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
種苗管理センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
家畜改良センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水産大学校	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
農業・食品産業技術総合研究機構	18	5	27.8%	7	-	-	11	5	45.5%	-
	5.0	4.9	98.0%	0.0	-	-	5.0	4.9	98.0%	-
農業生物資源研究所	2	1	50.0%	-	-	-	2	1	50.0%	-
	0.8	0.8	100.0%	-	-	-	0.8	0.8	100.0%	-
農業環境技術研究所	2	1	50.0%	-	-	-	2	1	50.0%	-
	1.2	1.2	100.0%	-	-	-	1.2	1.2	100.0%	-
国際農林水産業研究センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
森林総合研究所	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-
	0.0	-	-	0.0	-	-	-	-	-	-
水産総合研究センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
農畜産業振興機構	6	2	33.3%	4	-	-	2	2	100.0%	-
	0.2	0.2	100.0%	0.0	-	-	0.2	0.2	100.0%	-
農業者年金基金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
農林漁業信用基金	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-
	0.0	-	-	0.0	-	-	-	-	-	-
合計 (農林水産省所管)	31	9	29.0%	14	-	-	17	9	52.9%	0
	7.2	7.1	98.6%	0.0	-	-	7.2	7.1	98.6%	
合計 (独立行政法人全体)	1,446	95	6.6%	1,234	75	6.1%	212	20	9.4%	3
	133.0	36.1	27.1%	90.2	24.8	27.5%	42.8	11.3	26.4%	

(注) 1 独法分科会通知を受けて各府省から提出されたデータに基づき作成した。
 2 該当がないものについては「-」を記載した。
 3 金額については小数点第二位以下を四捨五入している。

4 平成20年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果 (契約の適正化に関するもの) についての意見

平成20年度における契約の適正化に関する貴委員会の評価において、①評価を行うに当たり監事から監査の状況についてヒアリングを実施し、②評価結果において契約の適正化に関する質問及びそれに対する法人の回答を添付するなどの工夫がなされている。

しかしながら、農林水産省所管11法人 (農林水産消費安全技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、水産大学校、農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター、森林総

合研究所、水産総合研究センター、農畜産業振興機構)の契約の適正化に関する評価結果について、以下のとおり、改善すべき点がみられた。

(1) 契約に係る規程類に関する評価結果

契約に係る規程類の整備状況については、当委員会から貴委員会に対し、平成19年度評価意見を通知しているところであり、同意見においては、「独立行政法人における契約の適正化について(依頼)」(平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡。以下「行政管理局長事務連絡」という。)をも踏まえて評価することを求めている。

貴委員会における平成20年度評価結果をみると、貴省所管13法人の中で、行政管理局長事務連絡において要請されている事項に未措置のものがある11法人のうち4法人については、複数年契約に関する会計規程等における規定状況等について、「19年度より複数年契約を実施しているが、21年中に会計規程等に明記する」などの言及がなされている。

しかしながら、7法人については、表4-(1)のとおり、例えば、複数年契約に関する規定が会計規程等において明確に定められていないにもかかわらず、評価結果においては、明確な規定が設けられていないことについて言及されていないなどの状況がみられた。

例えば、独立行政法人は、国と異なり複数年契約を締結することが可能であるが、発注者の都合による契約期間中途の契約解除が困難であるため、事業環境の急激な変化により業務の変更や休止が生じたり、十分なサービスの質が確保できなかったりした場合において、かえって契約の固定化による弊害を招くおそれもあることから、適正な運用を図るため、複数年契約を締結する場合の要件等をあらかじめ定めておくべきであり、その規定の整備内容の適切性等について検証し、評価結果において明らかにする必要があると考える。

今後の評価に当たっては、契約の適正化を図る観点から、契約に係る規程類の整備の有無及び規定内容を把握した上で、これらの規程類の整備内容の適切性、行政管理局長事務連絡において要請されている事項の措置状況等について厳格に評価を行うとともに、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

表4-1) 契約に係る規程類に関する評価結果

法人名	未措置の状況 (府省評価委員会の評価結果の状況)
種苗管理センター	・複数年契約に関する規定を会計規程等において明確に定めていない (言及なし)
家畜改良センター	・公募を実施する場合、要領・マニュアルを整備していない (言及なし)
水産大学校	・複数年契約に関する規定を会計規程等において明確に定めていない (評価あり) ・総合評価方式、公募を実施する場合、要領・マニュアルを整備していない (評価あり)
農業生物資源研究所	・公募を実施する場合、要領・マニュアルを整備していない (言及なし)
農業環境技術研究所	・総合評価方式を実施する場合、要領・マニュアルを整備していない (不十分)
国際農林水産業研究センター	・総合評価方式を実施する場合、要領・マニュアルを整備していない (言及なし)
森林総合研究所	・複数年契約に関する規定を会計規程等において明確に定めていない (評価あり) ・総合評価方式、公募を実施する場合、要領・マニュアルを整備していない (評価あり)
水産総合研究センター	・複数年契約に関する規定を会計規程等において明確に定めていない (言及なし)
農畜産業振興機構	・予定価格の作成を省略する場合の理由や対象範囲を明確かつ具体的に定めていない (不十分)
農業者年金基金	・公益法人条項を設定しているが、この規準を明確かつ具体的に定めていない (評価あり) ・予定価格の作成を省略する場合の理由や対象範囲を明確かつ具体的に定めていない (評価あり)

	<ul style="list-style-type: none"> ・総合評価方式、複数年契約に関する規定を会計規程等において明確に定めていない（評価あり） ・総合評価方式、企画競争、公募を実施する場合、要領・マニュアルを整備していない（評価あり）
農業漁業信用基金	<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格の作成を省略する場合の理由や対象範囲を明確かつ具体的に定めていない（評価あり） ・複数年契約に関する規定を会計規程等において明確に定めていない（評価あり）

- (注) 1 独法分科会通知を受けて各府省から提出されたデータ等に基づき作成した。
- 2 「未措置の状況」は、府省評価委員会における平成20年度業務実績評価の時点において整理した。「評価あり」とは、府省評価委員会における評価が十分なもの、「不十分」とは、府省評価委員会における評価が十分とは言えないもの、「言及なし」とは、府省評価委員会における評価結果において言及がないものをいう。

(2) 契約事務手続に係る執行体制や審査体制の確保に関する評価結果

契約事務手続に係る執行体制や審査体制の確保に関して、農林水産省所管13法人においては、表4-(2)のとおり、「契約審査委員会」、「入札監視委員会」などの組織を設置し、このうち5法人においては、外部の第三者を構成員とする組織を有しており、評価結果において、「外部の第三者から構成される契約審査委員会において、契約の適正性に関する審査が行われている」旨の言及などがなされている。

また、上記13法人においては、表4-(2)のとおり、「監事・会計監査人のチェック強化」や「契約部門・原課の体制強化等」などの措置も採られており、評価結果において、「全ての契約について、監事監査において徹底したチェックが行われている」旨の言及などがなされている。

しかしながら、表4-(2)のとおり、以下の②～④に留意した検証が評価結果において言及されていない等の状況がみられた。(括弧内は、該当法人数)

- ① 審査体制の整備方針(整備していない場合は整備しないこととした方針)(0法人)
- ② 契約事務の一連のプロセス(4法人)
- ③ 執行・審査の担当者(機関)の相互けん制(3法人)

④ 審査機関から法人の長に対する報告等整備された体制の実効性確保の考え方
(3法人)

今後の評価に当たっては、法人の業務特性(専門性を有する試験・研究法人等)、契約事務量(契約金額・件数等)及び職員規模などを勘案した上で、当該審査体制等が契約の適正性確保の観点から有効に機能しているかの検証結果について、評価結果において明らかにすべきである。

表4-2) 契約事務手続に係る執行体制や審査体制の確保に関する評価結果

法人名	審査組織等の設置 注2			既存体制の強化等 注4				評価結果 注5
	組織の名称 注3	組織数	左のうち外部の第三者を構成員とする組織数	監事・会計監査人のチェック強化	契約部門・原課の体制強化等	決裁過程の見直し等	その他	
農林水産消費安全技術センター	特定調達契約審査委員会、契約審査委員会、入札監視委員会	3	1	○		○		①③
種苗管理センター	技術評定委員会、契約審査委員会	2	0	○	○	○		①②③④
家畜改良センター	契約審査委員会、技術審査委員会	3	1					①②③
水産大学校	指名競争参加者選定・随意契約審査委員会、競争入札等推進委員会	2	0					①④
農業・食品産業技術総合研究機構	入札監視委員会、随意契約審査委員会、特定調達契約審査委員会等	36	1		○			①②③④
農業生物資源研究所	入札監視委員会、特定調達審査委員会、契約審査委員会	3	1		○			①②③④
農業環境技術研究所	契約審査委員会	1	0		○			①②③④
国際農林水産業研究センター	契約審査委員会	1	0		○			①②③④
森林総合研究所	入札監視委員会、随意契約審査委員会等	12	2	○		○	○	①②③④
水産総合研究センター	競争入札等推進会議	1	0	○	○			①④
農畜産業振興機構	随意契約等審査委員会	1	0	○			○	①
農業者年金基金	契約審査委員会	1	0			○		①②③④
農林漁業信用基金	契約審査会、競争参加者資格審査委員会	2	0	○			○	①②③④
合計 (農林水産省所管)		68	6	6	6	4	3	①13 ②9 ③10 ④10
合計 (独立行政法人全体)		456	90	69	43	36	28	①79 ②60 ③69 ④47

(注) 1 独法分科会通知を受けて各府省から提出されたデータに基づき作成した。

2 「審査組織等」とは、法人の経営責任者(理事長など)や執行責任者、民間有識者などから構成され、調達方式、随意契約理由、仕様書の内容、入札条件などを契約締結前後に審査する組織をいう。

3 組織が多数となる場合は、代表例を記載した。

4 「既存体制の強化等」の「その他」には、審査対象案件の拡大・額の引下げ等が含まれる。

5 評価の視点等々に示された、①審査体制の整備方針(整備していない場合は整備しないこととした方針)、②契約事務における一連のプロセス、③執行、審査の担当者(機関)の相互のけん制、④審査機関から法人の長に対する報告等整備された体制の実効性確保の考え方に留意した検証が評価結果

において言及されている場合、その番号を記載した。

(3) 随意契約見直し計画の実施・進ちよく状況等に関する評価結果

随意契約見直し計画の実施・進ちよく状況等に関して、農林水産省所管 10 法人については、表 4- (3) のとおり、競争性のない随意契約件数の削減について、法人が自ら掲げた削減目標件数を既に達成しており、評価結果において「契約に関しては、監事による監査及び監査室による内部監査、契約審査委員会の点検等の取組により、随意契約（受託研究費による研究委託費を除く随意契約によらざるを得ないもの）の割合が減少しており、随意契約見直し計画を順調に進捗させていることは評価できるが、競争入札における 1 者応札については原因のさらなる分析と対応策を期待する。」など競争性のない随意契約の見直しが着実に実施されている旨、評価がされている。

また、3 法人の随意契約については削減目標件数に達していないものの、「随意契約により行っていた契約を見直し、平成 20 年度新たに 4 件を一般競争入札等に移行するなど、随意契約見直し計画の達成に向け取り組まれている。」などの評価がされている。

しかしながら、今後の評価に当たっては、随意契約に対する厳しい批判があることを踏まえ、法人の取組を加速させるよう随意契約見直し計画の実施・進捗状況等の検証結果について、引き続き評価結果において明らかにすべきである。

表 4- (3) 随意契約見直し計画の進ちよく状況 (単位：件、億円)

法人名	18 年度		19 年度		20 年度		見直し目標		達成状況
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
農林水産消費安全技術センター	112	3.9	30	0.8	1	0.0	5	0.1	達成
種苗管理センター	21	1.2	13	0.6	6	0.2	3	0.1	-
家畜改良センター	183	9.1	38	2.0	26	1.1	35	1.4	達成
水産大学校	68	1.7	9	0.3	6	0.2	8	0.2	達成
農業・食品産業技術総合研究機構	1,922	68.2	855	31.2	356	10.4	437	14.5	達成
農業生物資源研究所	543	37.6	144	17.8	15	3.7	101	12.7	達成
農業環境技術研究所	184	7.9	112	5.7	17	0.6	21	0.7	達成

国際農林水産業研究センター	97	2.4	45	1.3	9	0.2	18	0.4	達成
森林総合研究所	485	18.7	205	8.8	74	4.7	212	8.4	達成
水産総合研究センター	1,033	70.1	412	19.9	293	16.5	293	16.5	達成
農畜産業振興機構	59	7.6	23	5.4	13	4.9	12	4.8	-
農業者年金基金	33	5.8	28	4.2	26	4.0	26	2.8	達成
農林漁業信用基金	9	0.3	8	0.3	5	0.2	1	0.1	-
計	4,749	234.5	1,922	98.3	847	46.7	1,172	62.7	

(注) 1 独法分科会通知を受けて各府省から提出されたデータに基づき作成した。

2 平成 20 年度時点で既に随意契約見直し計画に定めた随意契約削減目標件数を達成した法人については「達成」と記載した。

3 「金額」欄については、随意契約の金額を参考までに示したものである。

(4) 契約の第三者委託に関する評価結果

国においては、契約の第三者委託に関して、「公共調達の適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日財計第 2017 号）により、特定委託契約を行う場合には、不適切な再委託により効率性が損なわれないようその適正な履行を確保しなければならないとされており、国と同様に独立行政法人においても適切に対処することが要請されている。農林水産省所管 13 法人については、特定委託契約の適正な履行確保のため、「特定委託契約の再委託の承認・届出等を実施している」などの措置を講じているとしているが、評価結果においては、以下のような状況がみられた。

農林水産省所管 3 法人については、表 4-(4)-①のとおり、一括再委託の禁止措置、再委託の把握措置について、契約書のひな型等において措置条項を定めていないなど、その実効性が必ずしも十分に担保されているとは言い難い状況にあるが、その原因・理由を明らかにした上で評価がされていない。

特に随意契約は、その者にしかできないことを理由として締結されているものが多く、当該契約の再委託率が高い場合は、随意契約理由との整合性に問題を生じるとも考えられ、また、関連公益法人等との取引等の透明化が求められていることから、関連公益法人等に対して再委託がなされるような場合、間接的に関連公益法人等と取引があることとなるため、その状況を明らかにした上で評価を実施していく必要があると考えられる。

今後の評価に当たっては、再委託の必要性等について、競争性・透明性の確保の観点からより厳格な検証を行い、必要に応じ、改善方策の検討などを促すとともに、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

なお、一般競争入札においても、1者応札で再委託割合が高率（50%以上）となっており、かつ同一の再委託先に継続して再委託がされている案件がある法人について、表4-（4）-②のとおり状況がみられたが、これらの案件については、十分に競争の効果が発揮されているかどうか、適正な履行の確保ができていないかどうかという観点から、今後の評価に当たっては、1者応札と再委託割合の関係にも留意をしつつ評価をすべきである。

表4-（4）-① 再委託の把握及び一括再委託の禁止に係る措置状況

法人名	原因・理由を明らかにした上での評価がされていない事項
農林水産消費安全技術センター	<ul style="list-style-type: none"> ・一括再委託の禁止措置について、契約書のひな型や内部規程等において措置条項を定めていない ・再委託の把握措置について、契約書のひな型や内部規程等において措置条項を定めていない
水産大学校	<ul style="list-style-type: none"> ・一括再委託の禁止措置について、契約書のひな型や内部規程等において措置条項を定めていない ・再委託の把握措置について、契約書のひな型や内部規程等において措置条項を定めていない
農畜産業振興機構	<ul style="list-style-type: none"> ・一括再委託の禁止措置について、契約書のひな型や内部規程等において措置条項を定めていない

(注) 1 独法分科会通知を受けて各府省から提出されたデータに基づき作成した。

2 特定委託契約の再委託実績の有無にかかわらず、一括再委託の禁止措置、再委託の把握措置について、契約書のひな型や内部規程等において措置条項を定めておらず、そのことについて原因・理由を明らかにした上での評価がされていない法人について本表に記載した。

表4- (4) -② 個別契約における再委託の状況

法人名	原因・理由を明らかにした上での評価がされていない事項
農畜産業振興機構	・1者応札による一般競争入札で委託契約の再委託比率が高率(50%以上)であり、かつ同一の相手先に継続して再委託が行われているものがある。

(注) 1 独法分科会通知を受けて各府省から提出されたデータに基づき作成した。

2 特定委託契約の再委託実績があるとする法人について、再委託の理由の把握、再委託の承認等の手続き、再委託金額の把握が行われていないもの、随意契約による委託契約の再委託割合が高率(50%以上)となっている案件があるもの、1者応札で再委託割合が高率(50%以上)となっており、かつ同一の再委託先に継続して再委託がされている案件があるものがあるが、その事について原因・理由を明らかにした上での評価がされていないものを本表に記載した。

(5) 一般競争入札における1者応札に関する評価結果

一般競争入札における1者応札の改善方策については、「独立行政法人における契約の適正化について(依頼)」(平成21年4月13日及び7月3日総務省行政管理局長事務連絡)により、1者応札について改善方策を取りまとめ、平成21年7月末までに公表するよう、各府省を通じて独立行政法人に要請されたところであり、現在すべての法人において改善方策が取りまとめられ、ウェブサイトで公表されているところである。

一般競争入札における1者応札に関し、農林水産省所管8法人については、評価結果において、1者応札となっている原因等の把握がなされた上で、この改善方策の妥当性等について言及されている。

しかしながら、4法人については、評価結果において1者応札となっている原因等の把握がなされた上で、改善方策の妥当性等について言及されていない。

特に、表4- (5)のとおり、7法人については、平成19年度に比べて1者応札割合が増加しているが、うち4法人については、原因等について評価結果において言及されていない。

今後の評価に当たっては、一般競争入札において制限的な応札条件が設定されていないかなど、競争性・透明性の確保の観点からより厳格な検証を行い、必要に応じ改善方策の再検討などを促すとともに、1者応札の状況を踏まえた上で、その原因等についても評価結果において明らかにすべきである。

表4-5) 一般競争入札における1者応札に関する評価結果

府省名	法人名	1者応札率が50%以上となっている	1者応札件数割合が平成19年度より増加している	契約の状況(上段:件数(件)、下段:金額(億円))								評価結果	
				平成19年度一般競争入札数(A)	平成19年度一般競争入札における1者応札数(B)	平成19年度一般競争入札における1者応札割合(C) (B÷A)	平成20年度一般競争入札数(D)	平成20年度一般競争入札における1者応札数(E)	平成20年度一般競争入札における1者応札割合(F) (E÷D)	増減 (E-B)	割合増減 (F-C)		
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	○	○	77	34	44.2%	108	54	50.0%	20	-5.8%	○	
				5.4	2.0	37.0%	7.6	1.8	23.7%	-0.2	-13.4%		
	種苗管理センター			○	36	4	11.1%	46	9	19.6%	5	8.5%	
					3.4	0.2	5.9%	4.3	0.4	9.3%	0.2	3.4%	
	家畜改良センター			○	139	25	18.0%	194	44	22.7%	19	4.7%	
					11.0	4.4	40.0%	10.4	2.6	25.0%	-1.8	-15.0%	
	水産大学校			○	33	7	21.2%	49	15	30.6%	8	9.4%	
					4.6	0.8	17.0%	8.0	2.8	35.2%	2	18.2%	
	農業・食品産業技術総合研究機構				838	434	51.8%	856	373	43.6%	-61	-8.2%	○
					55.3	21.1	38.2%	66.3	18.8	28.4%	-2.3	-9.8%	
	農業生物資源研究所	○			146	82	56.2%	198	99	50.0%	17	-6.2%	○
					19.1	10.8	56.5%	22.2	6.4	28.8%	-4.4	-27.7%	
	農業環境技術研究所	○		○	46	26	56.5%	49	30	61.2%	4	4.7%	○
					11.8	8.8	74.6%	4.7	1.3	27.7%	-7.5	-46.9%	
	国際農林水産業研究センター				47	18	38.3%	64	16	25.0%	-2	-13.3%	○
					3.1	0.8	25.8%	3.4	0.8	23.5%	0	-2.3%	
	森林総合研究所			○	315	79	25.1%	462	174	37.7%	95	12.6%	○
					213.4	14.9	7.0%	153.9	27.8	18.1%	12.9	11.1%	
	水産総合研究センター			○	324	116	35.8%	372	136	36.6%	20	0.8%	
40.1					8.0	20.0%	90.0	57.0	63.3%	49.0	43.4%		
農畜産業振興機構				53	14	26.4%	51	11	21.6%	-3	-4.8%	○	
				32.0	0.6	1.9%	42.5	0.9	2.1%	0.3	0.2%		
農業者年金基金				13	4	30.8%	14	4	28.6%	0	-2.2%	○	
				1.5	1.1	73.3%	1.5	1.2	80.0%	0.1	6.7%		
農林漁業信用基金				7	1	14.3%	1	0	0.0%	-1	-14.3%	-	
				0.2	0	16.0%	0.1	-	0.0%	0	16.0%		
合計 (農林水産省)	3法人	7法人		2074	844	40.7%	2464	965	39.2%	121	-1.5%		
				401.0	73.5	18.3%	414.9	121.8	29.4%	48.3	11.0%		
合計 (独立行政法人全体)	33法人	57法人		24306	10809	44.5%	35711	17423	48.8%	6614	4.3%		
				9575.1	2664.6	27.8%	11475.4	4377.9	38.2%	1713.3	10.3%		

- (注) 1 独法分科会通知を受けて各府省から提出されたデータに基づき作成した。
 2 一般競争入札において1者応札となっている理由等を把握した上で、改善方策の妥当性等について言及がされている法人は、評価結果欄に「○」を記載した。
 3 平成20年度の一般競争入札における1者応札率が50%以上となっている法人及び平成20年度の1者応札件数割合が平成19年度と比較して増加している法人については、それぞれ「○」を記載した。
 4 計数は、それぞれ四捨五入によっているため、端数において差引き・合計とは合致しないものがある。

(6) 個々の契約の合規性等に関する評価結果

(関連法人に係る委託の妥当性に関する評価結果)

【農業・食品産業技術総合研究機構】

本法人には、特定関連会社が2社あり、研究業務等を委託しているが、本法人と当特定関連会社との間の業務委託契約（発注額：約0.3億円、特定関連会社における事業収入に占める当法人の発注額割合それぞれ36.4%、31.5%）について業務実績報告書等に記載されているものの、当該契約の妥当性等について評価が行われていない。

今後の評価に当たっては、特定関連会社との業務委託契約の妥当性等について評価を行うべきである。

【森林総合研究所】

本法人には、関連公益法人等が1社あり、研究業務等を委託しているが、本法人と当該関連公益法人等との間の業務委託契約（発注額：約1.1億円、関連公益法人等における事業収入に占める当法人の発注額割合80.8%）について業務実績報告書等に記載されているものの、当該契約の妥当性等について評価が行われていない。

今後の評価に当たっては、特定関連会社との業務委託契約の妥当性等について評価を行うべきである。

(諸手当及び法定外福利費の適切性確保)

独立行政法人のうち、i) 特定独立行政法人の職員給与の支給基準については、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第57条第3項の規定により、国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、業務の実績等を考慮して定められなければならないとされており、ii) 特定独立行政法人以外の独立行政法人の職員給与の支給基準についても通則法第63条第3項の規定により、業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定めなければならないとされている。

独立行政法人の職員給与については、独立行政法人が公的主体と位置付けられることや財政支出を受けていることを踏まえ、次の措置が講じられている。

- ① 主務大臣は、国家公務員と比べて給与水準の高い法人に対して社会的に理解が得られる水準とするよう要請すること。
- ② 各法人は、毎年度、職員の給与水準を公表し、その際、特に、国家公務員と比べて給与水準の高い法人は、その水準が高い理由や給与水準の適正化に向けて講ずる措置を公表すること。
- ③ 各府省の独立行政法人評価委員会は、給与水準の適切性に関し事後評価すること。

このような中で、平成20年12月に、独立行政法人における食事手当等の現金の支給について、会計検査院による指摘が行われた。当委員会では、独立行政法人が支出する諸手当について分析・検証することは給与水準の適切性について評価する上で有益であることから、「平成20年度業務実績評価の具体的取組について」（平成21年3月30日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会。以下「具体的取組」という。）において、「給与水準の厳格なチェックに当たって、国と異なる諸手当の適切性について特に留意すること」としている。

また、具体的取組では、

- i) 上記の食事手当等が職員に対する福利厚生の一環として支出されていた法人もあったこと、
- ii) 独立行政法人においても国におけるレクリエーション経費の見直しに準じた取組を行うこととされたこと

も踏まえ、独立行政法人の職員に対する福利厚生についても、国民の理解を得ることが重要であることから、「レクリエーション経費について求められている国におけるレクリエーション経費の取扱いに準じた予算執行、予算編成作業、レクリエーション経費以外の福利厚生費（法定外福利費）について、経済社会情勢の変化を踏まえた、事務・事業の公共性・効率性及び国民の信頼確保の観点からの法人の見直し等の活動に特に留意する」としている。

本年6月には、具体的取組を踏まえ諸手当及び法定外福利費に関する評価を効果的かつ効率的に行うため、主務省及び各独立行政法人の協力を得て、独立行政法人（101法人）における支出等の実態について横断的な調査を行ったところである。同調査結果を踏まえた当委員会としての意見は、以下のとおりである。

なお、当委員会における検討に当たっては、給与水準が高くなっている要因として、給与水準の比較対象に含まれる諸手当（超過勤務手当や特殊勤務手当等（時間数や回

数など勤務の実績に応じて支給されるもの) 及び通勤手当以外の手当) の支給額等が給与水準に影響を与えていると考えられることから、給与水準に影響する諸手当と影響しない諸手当に区分することとした。

1 諸手当

(1) 給与水準に影響する諸手当の適切性

独立行政法人 101 法人中、平成 20 年度の事務・技術職員、研究職員、病院医師及び病院看護師のいずれかの給与水準について、対国家公務員指数が 100 を超えている 51 法人について、給与水準に影響する諸手当で、国の諸手当と同じ目的で支給しているが、国より高い支給額を定めていたり、国と支給額算定方法等が異なっていたりするもの(以下「国と異なる諸手当」という。)を設けている法人は、39 法人(延べ 76 手当)となっており、また、法人独自の諸手当を設けている法人は、17 法人(延べ 27 手当)となっている。

貴委員会の評価結果をみると、以下の法人の諸手当について、支給する理由やその適切性が明らかにされていなかった。

今後の評価に当たっては、給与水準の適正化に向けて講ずる措置が十分なものとなっているかという観点から、国と異なる諸手当及び法人独自の諸手当を支給する理由を検証した上で、その適切性について評価結果において明らかにすべきである。

事項		法人名
国と異なる 諸手当	俸給の特別調整	農業者年金基金
	専門スタッフ職調整手当	農林漁業信用基金

(2) 給与水準に影響しない諸手当の適切性

独立行政法人 101 法人中、給与水準に影響しない諸手当で、国と異なる諸手当を設けている法人は、9 法人(延べ 12 手当)となっており、また、法人独自の諸手当を設けている法人は、20 法人(延べ 53 手当)となっている。

貴委員会の評価結果をみると、以下の法人の諸手当については、手当を支給する理由やその適切性が評価結果において明らかにされていなかった。

今後の評価に当たっては、社会一般の情勢に適合したものとなっているかという観点から、国と異なる諸手当及び法人独自の諸手当を支給する理由を検証した上で、その適切性について評価結果において明らかにすべきである。

事項	法人名
法人独自の諸手当	家畜改良センター、農業・食品産業技術総合研究機構

2 法定外福利費

独立行政法人 101 法人における法定外福利費の支出状況を見ると、多くの法人において、従来から支出を行っていないか、国におけるレクリエーション経費の見直しを契機としてあるいは自発的に、平成 20 年度以降、支出を廃止するよう見直しが行われているものがある。

貴委員会の評価結果をみると、「レクリエーション経費等の福利厚生費については、国の取扱いに準じ、適切に対応が取られていた。」などとされている。

今後の評価に当たっては、以下の法人からの支出について、多くの法人が支出を行っていない又は支出を廃止するよう見直しを行っている状況も踏まえ、国民の理解を得られるものとなっているかという観点から、その適切性を評価結果において明らかにすべきである。その際、「独立行政法人のレクリエーション経費について」（平成 20 年 8 月 4 日総務省行政管理局長通知）においては、国費を財源とするレクリエーション経費については支出しないこと、国費以外を財源とする場合でも厳しく見直すこととされていることに留意する必要がある。

事項	法人名
文化・体育・レクリエーションに関連する事業に対する法人からの支出（互助組織が法人からの補助（包括補助を含む。）を受けて行う支出も含む。）	森林総合研究所、農畜産業振興機構、農林漁業信用基金、

<p>慶弔見舞金、永年勤続表彰等の個人に対する給付等に係る事業に対する法人からの支出（互助組織が法人からの補助を受けて行う支出も含む。）</p>	<p>農林水産消費安全技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、水産大学校、農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター、森林総合研究所、水産総合研究センター、農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金</p>
<p>福利厚生代行サービス（福利厚生全般の運営のサービスを提供するアウトソーサーと契約（外部委託））又はカフェテリアプラン（従業員に費用と連動したポイントを付与し、その範囲内で福利厚生メニューの中から選択させる制度）に対する法人からの支出（互助組織が法人からの補助を受けて行う支出も含む。）</p>	<p>農畜産業振興機構</p>

上記の事項に加え、個別に指摘すべき意見のある法人及びその内容は、以下のとおりである。

【独立行政法人農林水産消費安全技術センター】

- ・ 中期目標において、統合メリットを発揮し、国民に対して提供するサービスの質の向上に努めることが示されており、その取組の一つとして肥料取締法（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）等の法令に基づく届出等の窓口業務及び消費者等からの食品表示等に関する相談窓口を全国の地方組織に設置することとしている。評価結果においては、職員研修の実施、ホームページ等を活用した周知及び窓口業務に係る規程類の作成等が計画どおり行われたことをもってA評定が付されているが、そのような高い評定を行う場合は、単に取組を行ったことだけでなく、その結果優れた成果が得られたことについて説明される必要がある。

平成 19 年度においても同様の指摘を行っているところであるが、今後の評価に当たっては、取組が実施されたことに伴うアウトカムにも配慮した評価を行うべきである。

【独立行政法人家畜改良センター】

- ・ みつばちに係る業務については、整理合理化計画において廃止することとされ、平成 20 年 10 月に業務方法書を変更し、同業務を廃止しているが、業務実績報告書等においては、その実施状況が明らかにされておらず、評価も行われていない。

今後の評価に当たっては、政府方針等における指摘事項に対する法人の取組状況について、業務実績報告書等で明らかにさせた上で、その適切性について評価を行うべきである。

- ・ 中期目標で示された経費の削減に向けての取組については、収入及び支出について平成 19 年度までの実績額に基づき、経年比較、他法人比較及び牧場間比較を行うことにより、収入増加や経費削減に資するための要因等分析を行ったとして A 評定（計画どおり順調に実施された）と評価している。

しかしながら、収入の分析において、現在無償で貸し付けている種畜の有償化について検討がなされていなかった。また、評価の特記事項として、「整理合理化計画を踏まえ、現在無償で貸し付けている種畜について有償化を検討するなど、自己収入増加の取組を一層積極的に行うべきである。」ことが言及されているが、評価に反映されていない。

今後の評価に当たっては、無償で貸し付けているものも含め自己収入の増加に資するための要因等分析を十分検証した上で、自己収入の増大を図る観点から評価を行うべきである。

- ・ 本法人の中期目標では、「DNA解析技術を活用した育種手法を早期に実用化し、家畜の改良を効率的に推進するため、生産性に関する形質（乳房炎等）及び生産物の品質に関する形質（脂肪交雑等）に影響する遺伝子を究明するとともに、選抜への利用について検討し、試行する。」ことが示されている。

実績報告書では、生産性に関する形質（乳房炎等）に影響する遺伝子の究明におい

て、牛の過剰排卵反応性について候補遺伝子を探索したところ、一つの候補遺伝子が特定され、その機能解析に取り組んだ。また、豚の繁殖性についても、一つの候補遺伝子が特定されるなど、計画を大きく上回り優れた成果が得られたとしている。これに対して、貴委員会は、候補遺伝子の探索等を行う当初の計画内容を大きく上回り、遺伝子の特定にまで至るといった優れた成果が得られたとしてS評価（計画を大きく上回り、優れた成果が得られた）と評価している。

しかしながら、今回の成果が当初の計画内容に対し具体的に何が大きく上回ったのか、また、家畜の改良が効率的に推進するための選抜への利用等について十分な説明がなされていない。

今後の評価に当たっては、最上級の評価を付すに当たり、成果が当初の計画内容に対し大きく上回ったとする具体的な内容を明らかにし、選抜への利用等についても検証した上で評価を行うべきである。

【独立行政法人水産大学校】

- ・ 本科の学生募集についての評価においては、意欲ある学生の確保及び学生定員の充足を図る観点から、募集定員に対する倍率が3.4倍（前年度2.8倍）、学生定員740人に対する在学学生数が872人で充足率が118%であることをもって、A評価（計画に対して業務が順調に進捗している）と評価している。

しかしながら、平成20年度は、入学定員185人に対して入学者数は245人で、入学者数の入学定員に対する割合が1.32となっている。文部科学省が行っている私立大学に対する私立大学等経常費補助金の交付事業では、教育水準を確保する観点から入学者数の入学定員に対する割合が1.30倍以上の場合は補助金を交付しない要件となっている。

今後の評価に当たっては、教育水準を確保する観点から、入学定員に基づく入学者数の適切規模について検証をした上で評価を行うべきである。

- ・ 本法人の中期目標では、「大学校で学んだ水産に関する知識や技術を就職先で活かせるよう、水産に関連する分野への就職割合を向上させるべく大学校を挙げて取組を充実させ、水産業及びその関連分野への就職割合が75%以上確保されるよう努める。」とされている。この水産業及びその関連分野への就職割合の算定状況をみると、本法

人では、本科、専攻科及び水産学研究科ごとに卒業・修了者数のうちの就職内定者数を母数とし、そのうちの水産業又はその関連分野へ就職者数の割合を算定している。また、評価結果においても、本法人が算定した就職割合の数値を用いて、それぞれがいずれも75%以上であることをもって、A評価（計画に対して業務が順調に進捗している）と評価している。

しかしながら、水産業を担う人材を育成するという本法人の目的及び本科の卒業生数のうちの約4割が進学している実態を踏まえると、i) 進学者数が増えるほど相対的に減少する就職内定者数を母数として水産業又はその関連分野へ就職者数の割合を算定していること、ii) 進学者の進学先等を考慮しないまま評価を行うことは、適切な評価とは認めがたい。

今後の評価に当たっては、水産業を担う人材を育成するという本法人の目的に照らして適切な評価を行う観点から、水産業及びその関連分野への就職割合の算定方法を見直し、進学者の進学先も検証した上で評価を行うべきである。

【独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構】

- ・ 本法人は、中期計画で定めた「主要な研究拠点とは別に設置されている小規模な研究単位における事務及び事業については、研究資源の効率的・効果的な利用を図るため、近接する研究拠点での一元化等を図り、効率的な組織運営を行う。」ことについて、平成20年度は、全体実施計画（骨子）等を策定し、具体的な検討を開始しているところである。

しかしながら、貴委員会は、全体実施計画（骨子）を策定したという事実のみを評価し、同計画（骨子）の内容についての検討がないまま当該事項が評価されている項目全体（研究資源の効率的利用及び充実・高度化）をA評価（計画に対して業務が順調に進捗している）としている。

今後の評価に当たっては、研究資源の効率的・効果的な利用を促進する観点から、近接する研究拠点での事務及び事業の一元化等に向けて策定した全体実施計画（骨子）等の内容についても適切に評価を行うべきである。

- ・ 本法人の農業者大学校は、平成17年度まで旧独立行政法人農業者大学校として運営され、平成18年度から本法人に移管されたものである。独立行政法人による事業とし

て運営された平成13年度以降、入学者数が入学定員を下回る状況が平成18年度まで常態化（この間の定員充足率は40%～78%）していた。このようなことから、抜本的な見直しが行われ、入学対象者の変更、入学定員の50人から40人への削減、修業年限の3年から2年への短縮、カリキュラムの大幅な見直しが行われて、平成20年度に新たな農業者大学校として開校したものの、開校初年度である平成20年度の入学者数も31人と定員の40人を下回っている（定員充足率は78%）。

これについて、貴委員会においては、農業者大学校が先端的農業技術及び先進的な経営管理手法の教授を中心とする農業の担い手の育成という目的の達成手段として妥当かつ有効なものとなっているかという観点から評価を行った結果、定員の適正規模への言及は時期尚早であり、入学定員の充足のためにこれまでの取組の分析及び入学者確保に向けた一層の努力が必要であると評価している。

しかしながら、農業者大学校の定員充足の現状を踏まえると、今後の評価に当たっては、同大学校が上述の目的の達成手段として妥当かつ有効なものとなっているかという観点から、費用対効果や存廃の必要性も含めた評価を行うべきである。

【独立行政法人農業環境技術研究所】

- ・ 業務実績報告書では、各方面からの依頼に基づく鑑定や技術相談、他の研究機関の研究者の指導並びに国際機関、国及び地方公共団体への協力等を積極的に行い、新害虫の同定や、長年の取組の成果が、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）のノーベル平和賞受賞に関する感謝状2件の文部科学大臣表彰（理解増進部門）という形で認められたことをもって、想定以上の顕著な実績があがっていると認められるとしている。これに対して、貴委員会は、法人からの説明やそれに対する質疑応答を踏まえて審議を行った結果、特に北海道内の広域で発生した新害虫の同定に迅速に対応したことや、平成19年度評価においてA評定（計画に対して業務が順調に進捗している）としたIPCCから感謝状を受けたことを含め、長年の取組が評価されたとしてS評定（中期計画を大幅に上回り業務が進捗している）としている。

「土壌モニタリングを活用した土の理解増進」や「ミニ農村の創造・展示による農村の生物多様性の理解増進」の成果に関する事業報告書等の記述は、過去30年間に渡る国内外の関係者への普及や指導活動の結果もたらされたものであることが伺えるものであり、特筆すべき成果と認められ得るものと考えられる。

しかしながら、最上級の評定を付するに当たって、新害虫の同定によりもたらされた具体的成果、文部科学大臣表彰（理解増進部門）を受賞したことや昨年度A評定とした IPCC への貢献を上回る国際機関への協力について、これらがいかに中期計画や年度計画を「大幅に」上回った取組による成果であったかについて十分な説明がなされていない。

今後の評価に当たっては、最上級の評定を付すに当たり、具体的な成果や貢献、中期計画や年度計画との関係を明らかにした上で評価を行うべきである。

【独立行政法人国際農林水産業研究センター】

- 中国現地調整業務及び事業用車については、整理合理化計画において中国現地調整業務を廃止すること及び平成 22 年度までに事業用車 13 台中 8 台を削減することとされている。

このため、20 年度は、中国現地調整業務の廃止に向けた手続を進め、事業用車についても 2 台を削減しているが、これらの取組については、業務実績報告書等で明らかにされておらず、評価も行われていない。

今後の評価に当たっては、中国現地調査業務の廃止及び事業用車の削減に向けた取組の実施状況を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、その適切な実施を促す観点からの評価を行うべきである。

- 本法人の平成 20 年度における給与水準は、対国家公務員指数（年齢勘案）で 106.7（事務・技術職員）と国家公務員の水準を上回っている。その理由として、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、旧独立行政法人緑資源機構からの承継職員は当法人の職員給与規程等の基準を適用したが、海外農業開発事業はその専門性等から承継職員は全員が大学卒・大学院卒と高学歴であり、海外で農業開発に関連した調査を行う者で高度な専門性と知識・能力が要求されることから俸給の特別調整額受給者が 32 名中 16 名と高い（50%）こと、承継職員の単身赴任手当受給者が 32 名中 8 名と受給比率が高い（25%）こと、事務・技術職員に占める承継職員の割合が高い（58 名中 32 名、55.2%）ことが挙げられており、承継職員の段階的な給与水準引き下げ過程にもかかわらず高い指数になった主な要因と推察している。また、事務・技術職員全員が地域手当支給地（茨城県つくば市：3 級地）又は特地勤務手当支

給地（沖縄県石垣市：国における3級地相当）に勤務していることも高い指数となった一因と推察されることが挙げられており、貴委員会の評価結果においては「人件費削減の取組や給与水準の適切化に向けた取組は計画通り実施されている」と記載されている。しかしながら、評価結果において法人の説明の合理性についての検証状況が明らかにされていない。

今後の評価に当たっては、法人の説明が国民の納得が得られるものとなっているかどうかの観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

【独立行政法人森林総合研究所】

- ・ 中期目標で示された「特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業の計画的で的確な事業の実施」に関する評価結果においては、中期目標期間中に完了するものとされた6区域の事業の実施状況は、業務実績報告書にも記載され、計画的に事業管理を行い、着実に進捗を図ったと評価されているが、業務実績報告書等に記載されていない3区域を含む事業実施中の9区域の事業については、区域ごとの計画進捗状況や効率的な実施状況等が明らかにされないまま、a 評定（中期計画に対して業務が順調に進捗している）と評価されており、根拠の説明が不十分である。

今後の評価に当たっては、中期目標期間中に完了する事業だけではなく、実施しているすべての事業ごとの計画進捗状況や効率的な実施状況等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、事業ごとの計画的で的確な事業の実施について評価を行うべきである。

- ・ 出版物については、整理合理化計画において、自己収入の増大を図る観点から、対価徴収を行うこととされている。

このため、法人では、平成19年度に業務方法書を改訂し、20年度に関連する諸規程の点検を実施して、出版物の対価徴収を行う体制の整備を図っているが、これらの取組については、評価が行われていない。

今後の評価に当たっては、出版物の対価徴収に関する取組や実績について、自己収入の増大を図る観点から評価を行うべきである。

- ・ 生物多様性保全技術及び野生生物等による被害対策技術の開発については、中期計

画において、「生物の多様性を保全するとともに、多発する獣類や病害虫による森林被害を防止し、健全な森林を維持するため、固有の生態系に対する外来生物又は人間の活動に起因する影響の緩和技術、固有種・希少種の保全技術及び緊急に対応を必要とする広域森林病虫害の軽減技術等の開発並びに獣害発生機構の解明及び被害回避技術の開発を行う」こととされている。

業務実績報告書では、「固有の生態系に対する外来生物又は人間の活動に起因する影響の緩和技術の開発」、「固有種・希少種の保全技術の開発」、「緊急に対応を必要とする広域森林病虫害の軽減技術の開発」及び「獣害発生機構の解明及び被害回避技術の開発」の課題研究開発を行い、「緊急に対応を必要とする広域森林病虫害の軽減技術の開発」の成果としてのマツ材線虫病の早期診断を可能にする簡易で高感度のマツザイセンチュウ検出試薬キットの開発は、中期計画の予想以上の達成状況であるとしている。これに対して、貴委員会の評価結果では、マツザイセンチュウ検出試薬キットの開発は現場にも大きく貢献するものとして、s 評定（中期計画を大幅に上回り業務が進捗している。）と評価している。

しかしながら、その他の課題を含む本研究開発全体の累積達成状況をみると、全体として中期計画を着実に実行することができたことは述べられてはいるが、s 評定に値することについては述べられていない。かつ、貴委員会の評価の判断においても本研究開発全体の成果に関しては十分な説明がなされていない。

今後の評価に当たっては、最上級の評定を付すに当たり、本研究開発全体が十分な成果を挙げたかを説明すべきである。

・ 特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業に係る新技術・新工法の採用については、中期計画において、事業の高度化を一層推進する手段として、農林水産省新技術導入推進農業農村整備事業（以下「新技術導入事業」という。）等に登録されている新技術・新工法を中期目標期間中に3件以上導入するとともに、施設に対する愛着心の醸成と良好な維持管理に資する観点から地元説明会を実施するとともに、農家・地域住民等参加型直営施工工事を推進することとされている。

業務実績報告書においては、平成20年度は新技術導入事業等に登録されている新技術・新工法のうち、6件について14箇所の工事に採用し施工したとされている。これに対して、貴委員会の評価結果では、新技術・新工法の開発が計画を上回って進捗し、

実際に採用されていることにより、s 評定（中期計画を大幅に上回り業務が進捗している。）と評価されているが、新技術・新工法の採用された工事箇所ごとの従来の工法等と比較した上での経費削減や工期短縮等の効果については、十分な説明がなされていない。また、農家・地域住民等参加型直営施工工事についても、その効果について十分な説明がなされていない。

今後の評価に当たっては、最上級の評定を付すに当たり、採用した新技術・新工法の工事及び農家・地域住民等参加型直営施工工事の経費削減等の効果について十分な説明を行うべきである。

【独立行政法人水産総合研究センター】

- ・ 本法人の組織については、中期計画において、「栽培漁業センター等における事務及び事業について、比較的近接する箇所に設置しているものとの一元化等の見直しを行う。中でも国や地元自治体等のニーズに適切に対応する観点から、北海道、瀬戸内海、沖縄にある法人内組織及び増養殖分野については、先行的に研究開発等の分野の重点化や組織の一元化を実施し、上記以外の栽培漁業センターについても順次再編統合等の見直しを行う。」こととされており、平成18年度には、北海道、瀬戸内海、沖縄にある法人内組織及び増養殖分野について先行的な見直しが行われているところである。

しかしながら、その後、その他の栽培漁業センターについての再編統合等の見直しや見直しに向けての検討状況については、業務実績報告書に記載はなく、それらの取組についての評価もなされていない。

今後の評価に当たっては、中期計画に基づく栽培漁業センターの再編統合等の見直しの検討状況について評価を行うべきである。

- ・ 平成20年度に交付された海洋資源開発勘定に係る運営費交付金約27.1億円のうち、年度末の運営費交付金債務残高が約2.7億円（交付額の約10.0%）となっているが、財務諸表においてその発生要因は明らかにされておらず、また、業務運営に与える影響について事業報告書等で明らかにされていない。

今後の評価に当たっては、運営費交付金の執行状況が業務運営に与える影響についても事業報告書等で明らかにさせた上で評価を行うべきである。

【独立行政法人農畜産業振興機構】

- 札幌、鹿児島及び那覇の各地方事務所については、中期目標において、業務実績等を踏まえ、その在り方について検討し、必要に応じ見直しを行うこととされており、業務実績報告書等においては、これらの3地方事務所全体の業務実績として交付金の交付決定件数、現地確認調査対象者数、制度等の説明会の開催回数等が示されているものの、3地方事務所の在り方についての検討状況が明らかにされないまま、a 評定（設定した指標が達成された（取組は十分であった））が付されており、根拠の説明が不十分である。また、業務実績の数値をもって当該3地方事務所が「制度の適切な運営に重要な役割を果たしている」と評価されている理由も明らかになっていない。

今後の評価に当たっては、法人における当該3地方事務所の在り方についての検討状況を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、その取組の適切性について評価を行うべきである。

- 畜産関係業務の牛乳に関する普及啓発等の推進については、副読本やクリアファイルの配布等による普及啓発を計画した事業実施主体数47に対し、その計画を実施した事業実施主体数は47で、達成度が100%であったとしてa 評定（設定した指標が達成された）と評価しているが、配布された副読本やクリアファイルが、牛乳に関する普及啓発等にどのように活用され効果があったのかが明らかになっておらず、また、当該配布物の作成については、経費の効率性の観点から全国規模で一括して作成すること等について検証がなされていない。

今後の評価に当たっては、配布された副読本やクリアファイルが、牛乳に関する普及啓発等にどのように活用され効果があったのかを検証するとともに、作成経費の効率化に向けた取組等について評価を行うべきである。

- 畜産関係業務に関する情報公開の推進については、本法人のホームページにおいて、事業返還金を含む経理の流れに係る情報を公開しているとしてa 評定（設定した指標が達成された（取組が十分であった））と評価しているが、公表されている内容には、
i) 牛肉等関税財源畜産業振興対策交付金や学校給食用牛乳供給事業交付金等の国から交付される資金額、ii) 区分経理している調整資金と畜産業振興資金の資金額、iii) 食肉に係る畜産振興政策等を実施する事業と酪農・乳業関係事業を実施するために支

出される資金額、iv) 畜産関係各会計勘定間の資金の流れ等に関する情報が含まれていない。

今後の評価に当たっては、畜産関係業務に関する情報公開の推進状況について、資金の流れ等に関する情報が積極的かつ分かりやすい形で公開されているかとの観点から評価を行うべきである。

- ・ 肉用牛肥育経営安定事業については、本法人から交付した補助金等により公益法人等に造成される基金をもって行われるもので、価格低落等により生産者の収益性が悪化した場合に的確に補てん金を交付することを目的とするものであるが、補てん金の交付状況及び基金造成の所要額や基金保有額等を考慮した補助金等の交付必要額が明らかにされないまま、補助金等の交付先である公益法人において所要の基金造成が行われたことをもって、a 評価（設定した指標が達成された（取組が十分であった））が付されており、根拠の説明が不十分である。また、本法人は、この事業のほかにも、交付した補助金等により公益法人等に造成される基金をもって行う同種の事業（以下「基金事業」という。）を実施しているが、これらの基金事業の評価においても同様の問題がみられる。

今後の評価に当たっては、肉用牛肥育経営安定事業を含む基金事業（畜産関係業務の41基金（平成21年10月現在）、砂糖関係業務の4基金（平成20年12月現在））について、基金保有額を含む事業の実施状況等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、事業の有効性・適切性・効率性について検証を行い、その状況に応じて本法人が基金事業者に的確な指導を行うことなどを促すような評価を行うべきである。

- ・ 本法人は、27の関連法人等（関連会社21法人、関連公益法人6法人）に対し、約479億円の出資等を行っているが、平成20年度の評価結果をみると、法人において出資等の目的、必要性等が検討され、財務諸表及び附属明細書において引き続き適切に管理されていると評価しているものの、出資等先の経営状況の分析と出資等先に対する指導状況等について業務実績報告書等に明らかにされておらず、評価も行われていない。

今後の評価に当たっては、法人による出資等先関連法人等の経営状況の分析と出資等先関連法人等に対する指導状況等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、法人

における出資等の管理の適切性について評価を行うべきである。

【独立行政法人農業者年金基金】

- ・ 農地売買貸借等勘定において平成20年度に交付された運営費交付金1.3億円のうち、期末の運営費交付金債務残高が約0.5億円（交付額の40.5%）となっている。当該執行については、業務の仕組みから適正なものと評価結果等に記載されているものの、その発生要因や業務運営に与える影響について事業報告書等で明らかにされていない。

今後の評価に当たっては、運営費交付金の執行状況が業務運営に与える影響についても業務実績報告書等で明らかにさせた上で評価すべきである。

【独立行政法人農林漁業信用基金】

- ・ 中期目標で示された事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）については、中期目標の期間中に平成19年度比で5%以上削減することとされ、20年度は1%の削減が評価指標とされている（ただし、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。）。20年度の事業費は19年度予算対比で23.0%の増加となっているものの、その主要因は、事業費の削減度合の評価に当たって配慮することとされている経済情勢、国際環境の変化、災害の発生等外的要因に影響を受け、当基金の本来業務である保険金や、代位弁済費の支払が増えたものであるとしてB評定と評価されている。

事業費削減の評価は、19年度予算対比の指標の達成度合により評価することとしているにもかかわらず、B評定と評価した理由について達成度合（B評定の達成度合は50%以上90%未満）による説明がなされていない。

今後の評価に当たっては、外的要因による影響度合をできる限り定量的に把握した上で評価指標の達成度合による評価を行うべきである。

